

教育環境のさらなる充実と子ども
たちの健全な成長に役立てる
提言書に対する回答書

令和 6 年 3 月 21 日
静 岡 市

一 目 次 一

各分野の提言の回答

1 豊かな心の育成に関して	2
2 確かな学力の育成に関して	4
3 健やかな体の育成に関して	6
4 教育環境の整備に関して	8
5 学校・家庭・地域社会の連携推進に関して	10

1. 豊かな心の育成に関して

道徳・心の教育、いじめ・不登校対応、特別支援教育、学校支援体制 等

- いじめについて、対人でのコミュニケーションスキルの向上ができる教育環境の充実。加えて、当事者同士の保護者間で、話し合いが可能な場の提供等、学校現場において、新たな枠組みでの解決に向けた仕組みの構築。

【児童生徒支援課・教育センター】

教員の経年研修において、アサーション（自己表現）の講座を通して適切な自己表現の考え方と方法、学級づくりやいじめ防止の考え方を学ぶことで教育環境の充実を図るための実践力を育成しています。今後も、子どもたちの人間関係づくりに役立つ教員研修を取り入れていきます。

さらに、各校においては、いじめの被害者と加害者の保護者間による謝罪や解決に向けての話し合いの場を、必要に応じて適切に設けます。

- 不登校対応について、リーダー的立場となる教員を軸に、さらなる相談体制及び、相談が可能な機関の充実。

【児童生徒支援課・青少年育成課】

各学校において不登校対応の中心的な立場となる教頭や生徒指導主事に対して、不登校児童生徒への支援のあり方について周知し、校内の相談体制の充実を図ります。

令和6年度は、不登校の兆候を早期発見し、新規不登校の未然防止につなげるため、小学校6校、中学校3校で新たに「心と体の健康観察アプリ」を導入して検証を行うほか、市の機関である教育支援センターにおいて将来の社会的自立に向けて体験活動を充実させていきます。また、不登校となる背景や要因、課題解決につながる具体的な事例等の整理・分析をフリースクール等民間施設と連携して取り組みます。

- 特別支援教育について、さらなる手厚い予算確保。一人一人の状況に応じた特別支援教育の推進等、細かい支援の検討や、必要な教員確保。

【学校教育課】

特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、自閉症・情緒障害学級非常勤講師を配置し、教育的配慮を必要とする児童生徒への支援をしております。また、採用試験において「特別支援教育推進枠」を設けており、専門性の高い教員を採用しています。さらに、すべての教員が特別支援教育に関する知識を深められるよう、研修の充実を図ります。

また、特別な支援が必要な児童生徒が力を発揮することができるよう、個別の教育支援計画作成のサポートとなるソフトウェアの試験導入を行うほか、ハード面では肢体不自由児の進学の選択肢が増えるよう、葵区・駿河区からアクセスしやすい城内中学校にエレベーターを設置します。（令和6年12月に供用開始予定。清水区は清水飯田中学校、由比中学校に設置済み）

- 『南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家』の施設及び活用の充実、両河内地区自然の家整備事業の推進。

【教育総務課】

南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家は、ユネスコエコパークに認定された豊かな自然環境を活かし、ハイキングコースから望む南アルプスの山々の風景や夜空一面に広がる星座の観察など、井川でしか味わえない体験を提供してまいります。また、整備を計画している旧井川小学校を活用したミュージアムや、井川湖渡船などの周辺施設や地域資源との連携により、魅力的な活動計画の提案を進めてまいります。さらに、指導主事を配置し、教員の知識や経験を活かしたサポートを行うことで、子どもたちや利用者の自然への興味や情操を育んでいきます。

両河内地区自然の家整備事業については、旧清水西河内小学校の校舎を改修して整備する予定でしたが、改めて積極的な民間活用を含めた検討を進めてまいります。

なお、民間活用策が決まるまでは、子育て家庭から希望の多い「雨の日でも子どもを安心して遊ばせられる場所」となるよう、子どもたちの屋内型の遊び場として暫定的に利用してまいります。

2. 確かな学力の育成に関して

授業指導のあり方、ICT 活用、教員の多忙化対策に関して 等

- 授業用 P C と校務 P C の併用等によって繁忙化している教員の事務作業を削減し、子どもたちへの学習、及び生活指導時間（指導案制作を含む）のさらなる確保。

【教職員課・教育センター】

令和 5 年度に試行した授業用 P C の操作等を学ぶ集合研修を、令和 6 年度からは活用に苦慮する新任教員等に拡大し、授業運営等の効率化に繋がる支援をしていきます。それぞれの P C を効率的に活用することで、教員が子どもたちと向き合う時間のさらなる確保に努めます。

その他の教職員の多忙化対策としては、引き続きスクール・サポート・スタッフの全校配置や、出退勤管理機能のある端末による適正な勤怠管理を推進するとともに、新たな取組として、「従来型の学級担任制度の改革」、「I C T の有効活用による校務の効率化」を進めます。

「従来型の学級担任制度の改革」では、小学校における教科担任制や、複数の教職員がチームとなって担任業務を行う「チーム担任制」など、学級担任を固定するのではなく多様な教職員が子どもに関われる柔軟な仕組みに変えることで、学級担任が一人で問題を抱え込むことがなくなり、さらに、授業準備にかけてきた時間の短縮が図れることが期待されます。令和 6 年度は、市内の小学校 2 校を研究校とし、効果検証を進めていきます。

「I C T の有効活用による校務の効率化」では、児童生徒および教職員に配備されている学習用端末の機能を最大限生かし、紙で行ってきたワークシートをデジタル教材に変更するとともに、授業指導案作成業務のデジタル化など、校務の効率化を進めていきます。

- 同じ教科の指導において、差が出ない指導の確立（宿題の量があきらかに違う等）。

【教育センター・学校教育課】

教科の指導力向上を図るため、教育委員会では、授業を参観し教科指導を行う訪問指導や、授業力の向上を目的とした研修会を実施しています。教員が、1 人 1 台端末（Chromebook）を活用し、先進的な授業動画や指導のポイントを所属校にしながら視聴する環境を整えるなど、更なる指導力の向上を図っていきます。

●子どもたちの個性を尊重し、教員の価値観を押し付けない指導。

【教育センター】

各校においては、学習指導要領に基づき、子どもの成長やつまずき、個々の興味・関心等を踏まえ、個に応じた指導の充実にも取り組んでいます。

また、小中一貫教育において、中学校区ごと子どもの様子、指導方法などを把握し、教職員が同一步調で指導に当たれるよう、定期的に情報共有の機会を設けています。

今後も、子ども自身が自分のよさや可能性を認識し、自己の力を発揮できるよう、児童生徒一人一人を大切にした教育を進めていきます。

●ICT活用について、標準的な指導ができるような教員のための研修等の充実。

【教育センター】

校内推進リーダーで構成する「情報教育担当者会」の研修の充実や、ICT活用に係る好事例の情報共有サイト「GIGAポータルサイト」を通じて全校へ水平展開していきます。

また、ICT支援員の学校訪問や教員向けコールセンターの設置により、現場の教員の困り感に対応した授業支援、校内研修等のほか、活用に苦慮する教員、新任教員への個人研修・指導等、現場に寄り添った支援を充実させていきます。

●体育館から全校各教室への配信システムを構築する等の学校Wi-Fi環境の拡充。

【教育センター】

体育館など通信環境のない場所でも、1人1台端末の活用を推進するため、令和5年8月から希望があった学校に対し、最長で1週間程度のモバイルルータの貸出を開始しました。

一方、学校からは、最長1週間という現在の貸出期間が、授業での活用期間に対して短いという意見がありましたので、令和6年度からは、モバイルルータの貸出台数を増やし、全ての小中学校に常備することにより、ICTを活用した多様な学びを、一層充実させていきます。

3. 健やかな体の育成に関して

保健体育教育、給食（食育）、校則、部活動 等

- 子どもの熱中症リスクを考慮した時間帯での小中学校体育授業の実施。

【教育施設課・教育センター】

熱中症の防止のために、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」（令和5年4月28日文部科学省通知）を参考にしながら、各学校において各種活動を中止することも想定し、その判断基準と判断者を危機管理マニュアルで予め具体的に定め、教職員間で共通認識としています。環境省と文部科学省が共同で作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）等の情報を活用し、暑さ指数（WBGT）を用いて、各種活動の実施に関して適切に判断するようお願いしています。

また、市立小中学校の体育館における熱中症対策を図るため、令和6年6月末までに、各校へ4台ずつスポットクーラーの設置を進めていきます。

- 男女で同質の“性に関する”保健体育授業時間の確保。

【教育センター】

保健教育は、子どもたちの発育・発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要があります。学校現場においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるようになることを目的に、性に関する指導を実施しています。

具体的には、中学1年生の「生殖に関わる機会の成熟」、中学3年生の「感染症の予防」の単元（領域）で、学習指導要領で定められた時間数を確保し、各校の年間指導計画に沿って、男女一緒に授業を行っています。自ら探究的に学ぶ保健の授業を行うことで、静岡市の子どもたちに、社会の変化に伴う様々な健康課題へ対応できる資質・能力が育成されることを目指します。

- 各校の保護者向け情報発信ツールを活用した給食指導に関する情報の積極的な発信。

【学校給食課】

給食に関する指導は、主に各給食施設の栄養教諭や栄養士等が行っている食育指導と、主に給食担当や学級担任等が行っている給食時間の指導の2つがあります。

現在、給食時間の指導も含めた、食に関する様々な取組や情報等を、学校給食ウェブサイト「おいしい静岡いただきます」で配信しています。学校給食ウェブサイトへは、新入学児童向け冊子「学校給食が始まります」や「静岡市ホームページ」、「市のSNS」等の二次元コードから入ることができます。今後も継続した情報発信に努めていきます。

- 保護者の部活動地域移行に関する認知度調査を行い、その結果に応じた情報の発信。

【学校教育課】

本年度、市内9校の保護者を対象に、現在の部活動の在り方や部活動の地域移行に関するアンケートを実施しています。この結果を取りまとめ、今後の取組の参考とするとともに、結果に応じた情報の発信について検討していきます。

- 生徒主体の校則の見直しを市内全校に拡大し、その事業の継続。

【教育総務課・児童生徒支援】

校則の見直しについては、市立の全小・中学校、高等学校において、児童生徒が主体的に参加し、人権や多様性、LGBTQに配慮した校則となっているか等の観点で実施し、次年度以降も絶えず、継続的に実施していきます。

また、児童生徒の取組を引き出すための手法と実践的な取組事例を紹介した研修動画を作成し、今後も児童生徒が主体的に参加した校則の見直しを継続していきます。

4. 教育環境の整備に関して

施設・設備、安全（通学路・防災・防犯）等

- 通学路の危険箇所の洗い出しについては、各自治会連合会と連動しての洗い出しを今後
も進めるとともに、見守りボランティアの人員の把握や表彰制度、謝金等、見守り活動
の体系立てた取り組み。

【児童生徒支援課】

現在、通学路安全対策プログラムで、各校には通学路危険箇所を報告する際、町内会、自治会、PTAの意見を確認するようにお願いしています。現地での点検では、自治会等の方にも、ご参加していただくこともありますので、引き続き、ご協力をお願いしていきます。

通学路の見守りについては、自治会から推薦をしていただいた方を交通指導員に任命させていただき、106名の指導員がボランティアで交通誘導に従事していただいています。（令和5年4月1日現在：静岡支部39名、清水支部40名、蒲原支部16名、由比支部11名）

表彰については、その交通指導員を所管する関係課等と交通安全に係る表彰等の推薦対象を確認していきます。

- 不審者対策のため、教員の死角になるような出入口や靴箱付近の防犯カメラの設置、および通学路においては学区の必要に応じて防犯カメラの設置の検討を希望。

【児童生徒支援課】

不審者の学校侵入を防止するために、①校門②校門から校舎への入り口まで③校舎への入り口の各段階における対策（不審者侵入の3段階チェック体制）を各校が危機管理マニュアルで定めており、不審者対策の取組の徹底を図っています。

通学路の防犯カメラの設置については、現在、静岡市教育委員会としては実施しておりませんが、地域（自治会、町内会、地区安全会議）を対象とした「静岡市街頭防犯カメラ設置助成事業」という補助制度があり、地域内の犯罪防止を目的とした街頭防犯カメラ設置に対する支援を行っています。

各校から報告が挙げられた通学路上における危険箇所には、この制度等を活用し、登下校における児童生徒の安全確保に努めていきます。

- トイレ設備の改修（トイレリフレッシュ事業）の促進、及び音楽教室等使用頻度の高い特別教室へのエアコン設置の促進。

【教育施設課】

校舎トイレリフレッシュ事業は、校舎の縦につながる給水管・排水管を共有するトイレの列を1系統とし、331系統中、150系統のトイレを整備し、令和5年度には、各学校で少なくとも1系統の整備が完了します。さらに、今後は設計及び工事の系統数を増やし、令和13年度の完了を目指し、整備を加速化していきます。

また、使用頻度の高い特別教室へのエアコン設置については、令和8年夏までに全小中学校で使用開始となるよう、整備を進めていきます。

さらに、エアコン設置に関連して、市立小中学校の体育館における熱中症対策を図るため、令和6年6月末までに、各校へ4台ずつスポットクーラーの設置を進めていきます。

<特別教室エアコン設置スケジュール>

中学校 設計：令和5～6年度

工事：令和6～7年度

小学校 設計：令和6年度

工事：令和7～8年度

- 2022年9月の台風15号のような自然災害への対策を、通常時から用意&準備。

【教育施設課・児童生徒支援課】

本市では災害時において、静岡市内の建設業協会や建設業組合と協力協定を締結しております。この中で、被害にあった公共施設の早期復旧に向けた体制を整えており、学校施設においても同様の体制となっています。

また、大雨等の自然災害に備えて、学校の運営状況や被害状況等を把握するために、各校が教育委員会に被害状況等を報告する仕組みを整備しています（インターネット上の報告フォーム）。この報告フォームにより、教育委員会内で速やかに情報収集を図り、台風の被害など被害状況に応じた対策を適切に講じていきます。

5. 学校、家庭、地域社会の連携推進に関して

情報伝達・情報共有・協力・連携 等

- 地域を含めた各中学校区やブロック単位での情報共有、速やかな情報発信、同じ対応が必要。情報伝達について明確な規定の確立。

【教育総務課】

災害等迅速な対応を求められる事案の発生時には、市教委と全校長・管理職がスマホ等から確認できる情報連絡網（Gメール）を活用するとともに、校長会等における全校長向けの災害対応の再周知等を行うことにより、学校間で差異が生じないよう、連絡体制の構築に取り組んでいきます。

- コミュニティスクールについては、開催時の教員や各役員の負担軽減も考慮し、現場の意見を取り入れ、内容の精査を推進することで、多様なニーズに応える持続可能な仕組みの構築。

【教育総務課】

コミュニティ・スクール設置校への学校訪問や各学校からの相談に丁寧に対応したりするなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりや学校運営協議会の開催方法を共に検討していきます。

また、地域・自治会の他組織の会合と統合させ、一元化を図れないか、組織面での負担軽減策も検討していきます。

- 静岡型小中一貫教育の推進及び充実、コミュニティスクール導入の拡大に伴う地域組織との連携推進、強化の為に、地域交流室等の設置。

【教育総務課・学校教育課】

常設の地域交流室等の設置については、即時の対応については難しいところですが、学校と地域をつなぐ役割の方々（統括的な推進員や地域学校協働活動推進員等）が、学校職員と連絡調整をしたり、校内で作業しやすい環境の整備を今後も継続していきます。

例えば、

- ・職員会議や打合せ等での全職員への紹介
- ・学校だより、学校 HP 等での紹介
- ・職員室内に机や作業スペースを用意
- ・常時使っていない教室（相談室、多目的室等）や空き教室の使用 など

- 一人一台端末等の使途については、各校の裁量に一任するのではなく、従来の枠組みを超えた、より柔軟な対応ができるルールの制定。

【教育センター】

学習者用端末（1人1台端末）の運用は、情報資産の管理やセキュリティの確保の観点から、市教委で運用規約を定めています。

一方、学習者用端末の活用に関しては、学校現場の創意工夫を生かせるよう、校長の申請により学びに必要なアプリ等の導入も許可する等、柔軟に対応しています。